

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和5年2月5日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「令和4年5月20日付け監第97号の「通報の不受理について（通知）」の決裁文書全文なお、理由等を別紙としている場合はそれも含む」の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年2月14日、実施機関は、当該公文書の存在を答えること自体が、通報者の特定につながる情報を明らかにするおそれ及び事務事業（公益通報制度）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第1号及び第4号の非公開情報を公開することとなるから、条例第11条に該当するとして、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和5年3月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年6月27日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求書によると、本件審査請求の趣旨及び理由は、おおむね以下のとおりである。

趣旨と理由は互いに密接不可分の関係であり、分けて記述することは困難と考えます。はじめに、本件は調査審議の他に情報公開制度に関する重要事項が存在すると考えますので、併せて審議をお願いいたします。

まず、監察評価課はいつまでこの愚行を繰り返すのか。審査請求人が求めてもいない職員等通報制度により処理を行ったことに強く抗議する。不受理扱い以降継続して、

なぜ通報扱いとしたかを問い続けたが、説明及び回答は一切なかった。

このことについて、なぜか、はっきりと説明することを要求する。

今回の不受理処理（2022/05/20）及び公文公開請求に伴う公文書情報公開拒否決定（以下「拒否決定」という。）（2023/02/14）並びに公開を拒否する理由等一連の事項は、当初の通報の不受理処理（2021/09/13）を始点としている。監察評価課（以下「監察」という。）は、審査請求人が通報していないにもかかわらず、再び通報扱いとし、不受理の処分を行った。

今回の拒否決定には、通報とする根拠も拒否する理由の根拠も存在しない。

審査請求人が、初回及び今回の件について「通報」との意思を示したのは、何時どの文書に書かれているか、はっきり明らかにすることを要求する。

通報扱いとしたのは監察であり、その証明義務は監察にある。

それができないなら、監察の行った事務手続き行為は全て無効であり、直ちに全文書の撤回と当初の審査請求人の求めに応じることを要求する。

告1. 監察が執拗に、職員等からの通報制度（以下「通報」という。）に拘り続けるのは、以下の拒否理由を盾に、事案の終結を図ろうとする意図によるものである。

2 公開請求を拒否することとした理由

当該公文書の存在を答えること自体が、通報者の特定につながる情報を明らかにするおそれ及び事務事業（公益通報制度）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、徳島県情報公開条例第8条第1号及び第4号の非公開情報を公開することとなるため、同第11条により当該請求を拒否するものである。

ここでいう通報者とは誰か、はっきり特定することを求める。

今般の公開拒否理由の中で「通報者の特定につながる情報を明らかにするおそれ」については、令和4年3月15日付監第3002号の公開拒否決定通知書の拒否理由にはなく、弁明書（令和4年5月17日付け）で突然言い出したもので、反論書（令和4年6月10日）で以下のように指摘したところである。

5. 情報公開請求拒否の理由は公開条例第8条第4号を理由とし第11条であって個人情報保護等関係の記述は一切ない。審査請求書で審査請求人は、許認可等の処理のように微妙な処理判断は必要ない、単純明快で定型的処理のため第8条4号には、当たらず第11号にも該当しない旨主張し公開を要求した。監察は、審査請求人の主張には一切弁明をせず、拒否決定時には記載されていない「個人情報保護」に終始した。（これ

が監察の本心。そのために質問には一切応えず来た。

なぜ、1つの案件で理由が異なるのか。今回は少し学習したということか、公益通報や個人情報のことを拒否決定に追加している。

これは、最初の拒否決定で記述しそこねた事項を加えて、最初の拒否決定の不備を補正しようとしたものであろう。

いまだに当初の通報の不受理処分を正当化しようとしているのか。

最初の不受理処分にも正当性が無く、今回の拒否理由も根拠のない主張でしかない。審査請求人は、何れの文書でも通報の申告は行っていない、通報制度での処理に同意もせず、相談も受けておらず、監察の勝手な暴走にすぎない。

この通報無き事案に公益通報等の主張をすることは、本末転倒の主張でしかない。

本来の通報は、下記のような仕組みとなっている。

- ・ 電子メールで通報する場合は、次の「入力フォームへ」をクリックしてください。

→入力フォームへ

上のように入力フォームに進み、書式に従って記述し、送信することとなっている。

しかし、審査請求人は、一般のメールアドレスである'kansatsuhyoukaka@pref.tokushima.jp'に2021/07/26メールで下記の標題で相談し、文末に主旨の記述を行っただけで、通報の意志表示もしていない。

そして、今回も通常のメールアドレスで照会に対する回答を求めたもので、「通報」とは全く関係が無い。なぜ通報による処理としたか。

下記は2022/04/10監察が2度目の不受理処分の根拠としたメールの標題と監察の言う通報というものである。

監察局等各位 条例解釈等について照会し回答を求めたが未だに未回答です、引き続き回答を求めます（再々）

なお、控えの文書等も提出済みであり、既に内容は承知のことと思いますので、それらの資料等に基づき職員等通報制度による調査項目1.による調査を要求する。

記

今回の不受理（令和4年5月20日付け監第97号）で、標題が「通報の不受理について（通知）」とあり、令和4年4月10日に受け付けたあなたからの通報内容については「以下省略」と表記している。また、当初の不受理通知につい

ても、同様の表現としている。文中には、あたかも審査請求人が通報したかのような表現を今回もしている。無礼千万である。また、弁明書で調査処理済みと主張するが、審査請求の内容に反論しただけにすぎず、審査請求人が求める保健所が説明責任を果たさない限り、事案の終結はない。

また、ここで言われる「あなた」とは誰か、はっきり特定することを求める。

2021/10/07以降の質問について、継続して回答を求めており、監察が不受理として取り上げた2022/04/10送信の電子メールも、その一連のものでしかない。回答の催促要求であり、通報とは関係ない。電子メールでは、記.として調査要求の内容を記載しているだけである。

審査請求人は照会等を繰り返し、それが後々の証拠の伏線となるよう用意してきた。

まず、なぜ、職員通報制度としたか等である。

- ・2021/10/07送信の監察評価課宛の電子メール

「職員の不正等を告発したものでは無く」 → 回答拒否

- ・2022/01/16送信の監察評価課あての電子メール

「なぜ通報制度扱いにしたか」 → 回答拒否

- ・2022/02/13監察評価課長宛の手紙

「通報による調査等の要求は一切していない」 → 回答拒否

「保健所に回答を促すのが本来の対応と考えるが、通報制度とし、不受理扱いで問題の終息を図ろうとしたかもしれないが、全く論点がずれている」

→ 回答拒否

「実害被害を受けた者がいる中説明を求めるも真面に回答しないため、保健所に回答の指導を求めたのに、不受理だけで物事が解決するとして決裁したのは何故か」 → 回答拒否

以上、当初から審査請求人には通報の意図がないため説明を求め続けた。

通報者は監察である。

また、審査請求人の通報と言うなら、その証拠（日時、該当文書名等）を弁明書等にて明らかにすることを要求する。

2022/04/10送信の電子メールでは、「それらの資料等に基づき職員等通報制度による調査項目1.による調査を要求する」と記したのであり、通報制度による調査を求めるとは言っていない。

また、同電子メールの標題も、「監察局等各位 条例解釈等について照会し回答を求めたが未だに未回答です、引き続いて回答を求めます（再々）」と記述しているだけで、ただの回答要求の催促でしかない。

最初の「照会」で通報扱いにされた審査請求人が、再度通報に基づく調査を要求することはない。

よって、令和3年9月13日付け監第16号及び令和4年5月20日付け監第97号の通報の不受理処分については無効であり、全文書の撤回と、当初からの

要望である保健所が説明責任を果たすよう指導することを求める。

告2. 回答等無き場合は、審査請求人の主張を認めたものとする事前告知済みであることを了知の上で、以下の記述の確認をされたい。

① 監察は単純な出先機関の指導要請を、わざわざ職員等通報制度という特異な措置に引き上げ、かつ不受理とし、姑息にも事案の終結と隠蔽を図った。

そして、令和4年5月7日付け監第92号の弁明書の別紙2頁③において、はっきりと、既に手続き・処理が終了した事案に関して審査請求人が自己の見解を述べたものであると、事案の終結を初めて主張した。

なぜ、度々回答を求めていた時に、そのことを告知しなかったのか、説明を求める。そのため審査請求人は質問を続けたが、全く回答がなかった。

なぜ、通報扱いとしたか、はっきり説明を求める。

② 県知事あての陳情書について、令和4年10月12日付け監第167号の弁明書の3、(1)、②、g、iiで、陳情書は議会に提出するものだと、想像することもできない、あり得ない記述がある。どこまで審査請求人を愚弄するのか。また、同iで陳情書の体を成していないとか記述しているが、文書管理の別表(第6条関係)四の「8 請願又は陳情に関する公文書」とあり、陳情書と特定されていないし、当然に書式はないと考える。つまり、議会への陳情のような様式規定等は存在せず、監察の弁明には根拠はなく、審査請求人を惑わす虚偽内容であり、全く無責任な発言である。この発言の趣旨説明を求める。

また、知事あて陳情に添えた書類の欄外には、はっきりと「監察はこの主旨を理解せず通報扱いをした。」と告発した。これは当初の照会にはない。また、〇〇市長の回答書を証拠とし、保健所の不作為を申告した。この文書は照会では入れていない。

よって、同一内容とは到底いえない。前述の記述で不都合がばれるため、処理を行わず隠蔽工作を行った。何も理由がないのであれば、この陳情書もなぜ不受理としなかったのか、説明を要求する。

また、書式や体裁等に不備があるのであれば、なぜ、そのことを審査請求人に伝え、補正等を求めるか書類の返却を行わなかったのか、説明を求める。

これが監察のいう、文書管理規則第3条2項の公文書をていねいに取扱うということなのか。文書の収受をはじめ、文書管理の所掌事務を行っている監察での事務処理としてはお粗末すぎる説明を求める。

③ 特に重要 知事宛陳情書には〇〇市長からの文書を添付している。市は捕獲等の積極的な対応を相談しているが、保健所は現在の指導方針を続けるとの回答があったと記述されている。つまり、協力的立場にある市自体が、もう少し積極的な対応を期待していたが、保健所はその市の意向を無視し、巡回指導等を任せるだけで、何ら新たな対応をとっていない。このことをどう評価するか、説明を要求する。

- ④ 文書規定5条第3号に、「親展文書、書留及び電報」は様式第6号の「特殊文書配布簿」に記録することとなっているが、様式には「親展文書」はなく、「親展書留」に特化されている不合理を指摘しても、スルーしたままである。本文と様式間に不整合の事を指摘した。当然条文の方が優先すると考えるが、この不整合に気付かず、根拠のない自己の主張を繰り返すことに疑問を感じる。これは、根拠のないことを述べているだけである。

このことについて、どう取り扱うか見解を求める。

- ⑤ 令和4年3月14日監第3001号の公文書公開請求拒否決定通知（以下「拒否決定」という。）で、拒否決定理由に「当該公文書を作成し、または取得しておらず、文書が不存在であるため」とあった、しかし、1月25日には配達がされている。

本庁内のいずれにあったかは、審査請求人の関知するところではない。それは本庁舎内の文書の管理の問題であり、配達されていた以上、本件の拒否決定の内容は虚偽の内容である。

また、いくら弁明書でその存在を認めたからとて、請求書に対する弁明であって、拒否決定通知書の内容に変更等の効力を及ぼすものでなく。虚偽公文書はそのまま存在する。本来ならば拒否決定を撤回するのが本来の姿である。

この件について、どう対応し、整理するのか、説明を求める。

- ⑥ 令和4年5月17日付け監第92号の弁明書2頁③で、知事あて陳情書について、審査請求人に対する各種規定に基づく手続きが必要と認められないことから、処分・処理は行わず、同課において保管している。と記述している。

ここで非常に大事なことであるが、この陳情書は、行政機関のトップである県知事に提出したものであって、監察局長に提出したのではない。そして③に示すとおり、照会時以上の理由として、監察が勝手に通報扱いしたこと等も記述している。監察の判断で、何ら措置をせず放置することは、考えられない事件である。この行為の根拠は、何を根拠として行ったか、説明を求める。

告3. 以上の理由等により、本公開拒否決定を含む全ての監察が発行した公文書の撤回と、当初の要請である保健所の適切な指導を改めて要求する。

本来要請した事柄について、監察は、いまだに何ら措置すらしていない。

そして、ここまで事案を複雑化し、審査請求人に長期間にわたる余計な負担を負わせたことについてどう考えるか、説明を求める。

告4. 最後に、これまで述べてきたものの他には、条例第23条第2項の重要事項にあたる事案が散見されるので、併せて議論をお願いしたい。

なお、

- ① 監察は「事務連絡」に関する審査請求を令和4年10月25日に提出しているが、いまだに弁明書の提出も処分もない。
- ② 保健所は請求等にかかる文書は廃棄したと言うが、未完結文書であり、監察

において諮問等にかけている事案であるにも関わらず、文書を廃棄したと言う。これこそ監察業務に該当すると考えるがいかがか。

- ③ 今回不受理としたメール文は、条例違反についての真偽・調査を求めているもので、先の不受理の理由とは異なる。改めて条例違反の判断を求めているものである。

これを（本弁明の元となるメール）通報扱いとするなら、監察が同一内容であると主張する知事あての陳情書も、なぜ通報による不受理としなかったのか。それができないのは、監察の審査・評価上不都合な記述があったためと考えるが如何に。

この件を含めて、今回の不受理並びに拒否決定等については、初期段階から不適切な行為の延長上にあり、これまでの記述事項全てについて審議を願いたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の理由

本件公開請求は、実施機関が発出したとされる公文書に係る意思決定過程に関する内容を対象としている。

また、その発出した公文書とは、審査請求人によれば、本件公開請求の件名にあるように「通報」、すなわち徳島県が公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき実施している「公益通報制度」に関する文書であるとされている。

公益通報制度の運用に当たっては、通報者の保護が非常に重要であることから、通報者への不利益な取扱いを防止するために、法の趣旨に鑑み、通報者の情報を非公開とすることはもとより、通報者の特定につながるおそれのある情報は全て非公開として取り扱っているところである。

本件公開請求は、特定の個人が公益通報を行ったことを前提として行われているため、対象となる公文書の存否について応答することは、特定の個人が徳島県に対して公益通報を行った事実の有無を明らかにすることと同等の結果を生じさせることとなる。

また、条例は、何人に対しても開示請求を認めていることからすれば、開示請求者が誰であるかは考慮されるべきものではなく、公開・非公開の判断に当たっては、たとえ本人からの開示請求であったとしても、第三者からの開示請求と同様に取り扱わなければならない。

以上のことから、公益通報制度を適正に運用し、制度の信頼性を保持するためには、通報者の特定につながる情報は遺漏のないよう最大限慎重に取り扱うべきであり、実施機関としては、対象公文書の存否の応答を拒否せざるを得ないことから、本件処分を行ったものである。

2 その他

本件請求趣旨及び理由には、情報公開請求に対する処分への審査請求の範囲を逸脱した内容が含まれており、それらは本件処分とは直接関係がない。このため、審査庁においては、そういった部分は除外して、請求趣旨を「監第3010号の撤回」であると判断し、それに対する弁明を行ったものである。

第5 審査請求人の反論要旨

弁明書に対する反論について

弁明書に対する反論の前に重大事項について、述べます。

まず、最初の不受理以降の処分について（保健所事案を除く。）全ての撤回と、本来の当初の照会に対する、保健所が説明責任を果たすことの指導を求めます。

理由：「行政行為の瑕疵」と「行政裁量」について疑義が存在する。

地方公共団体における公益通報者保護制度の整備運用について<説明用資料>（令和2年2月 消費者庁）34頁（参考）国の行政機関／地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）には、

3 (1) 通報の受付教示

×② 通報を受けた時は 一中略一個人情報保護は保護されること、通報受付後の手続き等流れを通報者に説明する。（不適切：通報の意思を示していないにもかかわらず通報扱いとしながら、全く行われなかった。）

×③ ②において、書面、電子メール等通報者が通報の到着が確認できない方法に一中略一通報者に対して通報を受領した旨通知するよう努める。

(ア) メールで““照会”と件名文末に表記し、メール送信。

(イ) 動きがないため状況の問い合わせに対して調査中

（不適切：こちらからの問い合わせがあつてからはじめて上記の回答があつただけ①の説明等無し。努力義務であるが。通報の意思を示していないにもかかわらずなし）

(ウ) 不受理の通知（メールによる。）

⑤ 公益通報等として受理したときは受理した旨を、受理しないとき（情報提供として受け付けることを含む。）は受理しない旨及びその理由を通報者に対し、遅滞なく通知する。となっている。

ここで②、③についての一切の情報提供や教示がなかったため。

なぜ、通報扱いとしたか、なぜ、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の（以下「愛護条例」という。）第17条第2項に抵触する被害状況を添付しているにもかかわらず、不受理の理由を「行政事務手続きにおいて不適切な行為は認められなかった」

とした。そして、情報公開請求すると個人情報保護等を拒否理由とした。上記の不適切な行政手続き（24行以降）をしておきながら、事後においても、愛護条例違反の指摘等は一切、今日に至るまで見解を示さないのはなぜか。

この愛護条例に関する見解は、以後の情報公開請求で、行政拒否に対する疑義について請求を行ってきたが、一切対応していない。そのことにより、事案の終結が延び延びになっており、この事について説明（回答）を行わないため、審査請求人に過大な負担をかけている。

ただ、愛護条例の規定に反する疑いがあるとの判断さえ出していれば、保健所もやむなく対応したと考える。監察評価課がこの見解を示さないため、保健所も審査請求人の求めて来たことについて対応を先延ばしにしてきた。

これは、ひとえに、監察評価課の不適切な対応によるものである。

審査会においても、この基本的な問題点を整理した上で、各種審議をお願いしたい。基本のキの整理なくして、正しい審査は不可能である。

そして、上記のように、条例や解釈例等を示して回答を求めても、個人的見解を示したものとしてスルー、逆に弁明書での陳情は議会に対して行うもの、親展文書の取扱い、公文書公開請求拒否決定で、陳情書は、取得も保管もしていないと決裁しておきながら、弁明書では取得・保管したことを堂々と弁明している。行政事務を担当する者とすれば、これは不合理なことは分かると思うが、未だに公開拒否決定は、文書は取得せず、不存在のままである。この落とし前はどのようなつもりか。このように、監察評価課の弁明書等の主張は虚偽だらけである。

次に、確認事項として「職員等からの通報制度」の根本法令は公益通報者保護法であり、現行の公益通報者保護法は、2022年6月1日に施行されていることを確認願います。

令和4年5月20日監第97号の2回目の不受理処分の公文書公開請求は、令和5年2月6日（施行後）のことである。そして4月10日発信のメールの件名は「監察局等各位 条例解釈等について照会し回答を求めたが未だに未回答です。引き続き回答を求めます（再々）」のことであり、その末尾に、控えの文書等も提出済みであり、既に内容は承知のことと思いますのでそれらの資料等に基づき、職員等通報制度による調査項目1.による調査を要求するとした。

そこで問題となるのが、公益通報者保護法の第12条で、公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならないとされている。

また、「徳島県個人情報保護条例」第11条（職員の義務）で、実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない、その職を退いた後も同様とするある。

「みだりに」の解釈を下記の*に示す。

* また法律用語としての「みだりに」という言葉は、「正当な理由がないのに」との意味合いである。

(抜粋:https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202212_12.pdf)

* 「みだりに」とは、社会通念上正当な理由があると認められない場合をいうものとされている

(吉国一郎ほか『法令用語辞典(第9次改訂版)』)

つまり、公益通報者保護法並びに徳島県個人情報保護条例のいずれも完全禁止ではない。

そして「正当な理由」には、「公益通報者を特定させる事項」を漏らす行為に違法性がないと考えられる場合を意味し、例えば、公益通報者本人の同意がある場合や法令に基づく場合等であると規定されている。

ここで、審査請求人は通報と認めた訳ではないが、監察評価課が強制的に通報者としたもので、本事案では通報者であるとする、そして、通報者は同意どころか情報の公表を積極的に求めており、「正当な理由は存在し」、拒否する理由は存在しないと考える。よって、請求どおりの公開を求めます。

前述の主張の根拠は、公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会報告書の令和3年4月公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会 10ページの冒頭で以下のように示されている。

- ・ 公益通報者の意向に反して調査を行うことも原則として可能である。他方で、公益通報者の意向に反して調査を行う場合においても、調査の前後において、公益通報者とコミュニケーションを十分にとるよう努め、プライバシー等の公益通報者の利益が害されないよう配慮することが求められる。

との記述があり調査を行うことは可としている。しかしながら調査等とはなっていない。

つまり、調査後の処分等までは言及していない。

また、ここにはその調査の前後において、通報者の利益が害されないように配慮すべしとしている。

このことは、通報を扱う監察評価課においては、周知の事実と考える。

そして、この考え方は以下に示す。

「行政行為の瑕疵」及び「行政裁量」の2項目とリンクする話である

まず、「行政行為の瑕疵」についての疑義が存在する。

瑕疵の分類の具体例としては

2. 内容の瑕疵 → 内容が不明確、誤っている行為
3. 手続の瑕疵 → 手続上必要な審議会への諮問や相手方の同意がない
4. 行為形式の瑕疵 → 適切な理由付記を要求されているのに、それを欠いた

行為等とある。

そして、もう一つが「行政裁量」についてで、以下のとおりで

行訴法 30 条は、行政裁量の許される範囲を超えたとの評価である「逸脱」と、行政裁量の範囲内での不合理的が認められるとの評価である「濫用」を、司法審査の法的ツールとして用意しています。これを具体化したものが、以下に掲げる裁量統制基準です。

1 事実誤認（裁量権行使の逸脱に相当）

⇒ 行政処分は正しい事実認定を前提とするため、裁量判断の前提となる事実には誤りがあれば、裁量権行使は違法です。判例は、行政機関が「全く事実の基礎を欠く」、あるいは、「重要な事実の基礎を欠く」判断をした場合について、裁量権の逸脱・濫用になるという基準を提示しています。

2 目的違反・動機違反（裁量権行使の濫用に相当）

⇒ 行政処分が、根拠規範の趣旨・目的と異なる目的・動機によってなされた場合に、その行政処分は違法です。この法理により、裁量権の根拠となる法律の趣旨・目的を逸脱した場合には、裁量権の行使も違法と判断されます。

3 平等原則違反（裁量権行使の逸脱に相当）

⇒ 行政機関による裁量権の行使であっても、合理的な理由なしに差別的な取扱いをすることは、裁判所により違法と判断されます。また、行政機関が、あらかじめ裁量基準（行政手続法上の審査基準・処分基準など）を策定している場合に、特定の者に合理的な理由なく裁量基準と異なる行政処分をすれば、平等原則違反が問題になります。

4 比例原則違反（裁量権行使の逸脱に相当）

比例原則違反も、裁量統制の道具となります。行政機関に裁量権が認められた趣旨・目的と、裁量権を行使した結果生じる効果（行政処分の相手方に生じる不利益など）に着目して、全体として合理的と評価できるかは、裁量統制の重要な視点です。

5 法の一般原則による統制（裁量権行使の逸脱に相当）

平等原則や比例原則以外でも、法源性が認められる「法の一般原則」は、裁量処分に対する司法統制の道具となります。信義則、基本的人権の尊重原則、特殊事情の配慮義務などがこれに相当すると考えられます。

いずれに該当するかは、審査会をも含めて考えて頂きたいので、コメントは控えます。

また、1 回目の不受理は、審査請求人が行政手続き的につどうかとの照会について、不受理の理由をそっくり、「行政手続き等において不適切な行為は認められなかった」とした。そして“照会”文書のこれまでの経過並びに被害状況も示し、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例第 17 条第 2 項にも抵触の疑いのある情報

を加えていた。それをもって、保健所に正しい説明責任を果たす事を求めた。

しかし、通報制度における調査項目 1. の法令（条例、規則及び訓令含む。）違反又はこれに至るおそれのあるものの指摘は行われなかった。

そのため、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例に抵触する疑いがあることを質問し続けたが、一切対応されないので、通報制度による調査項目の 1. 「法令（条例、規則及び訓令含む。）違反又はこれに至るおそれのあるもの」による調査を求めたものである。

なぜ、不受理の理由に、調査項目 1 の内容を使用しなかったのか。調査要求が R4.4.10 としても、公開請求の時点 R5.2.14 では、公益通報者保護法の第 12 条は既に施行されている。そして、審査請求人は強く公開を求めており、拒否決定の拒否の理由にはなり得ない。

そして、処分前にも何ら連絡もなく、処分後においても審査請求人の質問や照会に応えることもなかった。前述の指針等に関する検討会で示されたコミュニケーション等も一切ない。あえてやらなかった可能性も、行政の不作为の疑いがある。

なお、条例第 8 条（公文書の公開義務）は、実施機関は、公開請求があった場合（前条各号に該当するときを除く。）には、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

二 個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（一略—一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 一略—

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報。放し飼いの防止の啓蒙にも役立つ情報である。

これに該当する。それでも不可というなら、個人を識別する事項等を黒塗りにすればよい。

理由は、条文に抵触したかどうかの、いずれの判断を行ったかである。審査請求人は、全ての検討材料は提示した。

* 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の第 17 条第 2 項による「犬が人の生命等に害を加えたとき」にあたる。そして、米の収量確保のため機械植の後、全ての田の稲苗の補植をせざるを得なかった。しかし、この害について、条例に抵触するのではと見解を求め続けたが、監察評価課及び審査会は、この件に一切見解さえ示していない。

ハ 当該個人が。一略—地方公務員法（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公

にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は一略一)を及ぼすおそれがあるものについて

* 当初の「照会」は、説明責任を果たすよう求めただけであり、権利利益を害するものではない。逆に、その要求を果たさないことは、職務専念違反。

また、徳島県動物の愛護及び管理に関する不利益処分取扱要綱の第3条においては、「処分は、時期を失することなく、的確かつ厳正に行わなければならない。」としている。

そして、第6条(4)において「一略一飼い主に対し、条例第17条に規定する措置が必要な時と」としている。また、同条文のすることが出来るについては、公務員の場合は積極的に解すべきとの見解も示してきた。同じ考え方と思う。

つまり、消極的対応を可とすることにはならないということである。

なお、本要綱は業とするものであるが、一般の飼い主の場合であっても、特別にそれ以外の措置としなければならない理由は存在せず、同要綱を準用するのが妥当であると考えられる。

四 県の機関、一略一が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は一略一に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

これについても

情報公開法に基づく処分に係る審査基準についての法第5条第6号の3運用について(人事院例)

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、行政機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではない。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的に保護に値する蓋然性が要求されるものである。

経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」本規定においては、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものである必要がある。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。」としている。

* 「徳島県動物の愛護及び管理に関する条例」第17条第2項による措置命令については、徳島県動物の愛護及び管理に関する不利益処分取扱要綱においても、具体的対応を定めており、(ハッキリとした処理基準が定められており、各市町村への交付金の配布算定のような、微妙な裁量問題を伴うものではない。)これ

についても、業とする者の取扱いであるが、個人だから全く別の対応を行うことは、逆に理にかなわないことであり、監察評価課の主張は成り立たない。

以上のことから、既処分のための不受理の理由の主張はできない。主張のロ、ニは本議論には直接関係ないので省略

結論：（公文書の存否に関する情報）第11条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。との主張についても拒否の理由は存在しない。

よって、本拒否決定通知の撤回と、当初の“照会”に示した保健所の説明責任を果たすよう指導することを求めます。

なお、個人情報の保護に関する法律の第17条では「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 1 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。（利用目的による制限）

第18条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないとされている

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和5年6月27日	諮問
令和6年3月18日 第1部会（第9回）	審議
同年 4月23日 第1部会（第10回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、令和4年5月20日付け監第97号「通報の不受理について（通知）」の決裁文書の公開を求めるものである。当該公文書は、徳島県が設けている職員等からの通報制度に基づく通報に対して、当該通報を不受理とする意思決定を行っ

た公文書である。

本件公開請求に対し、実施機関は、当該公文書の存否を答えること自体が、特定の個人が徳島県に対して公益通報を行った事実の有無を明らかにすることとなり、条例第8条第1号及び第4号の非公開情報を公開することとなるため、条例第11条により存否を明らかにしないでその請求を拒否する本件処分を行った。

審査請求人は、本件処分について不服がある旨を審査請求書に記載していることから、本件公開請求に係る公文書の存否を回答することは条例第11条に該当するか、すなわち、本件公開請求に係る公文書の存否を答えることが条例第8条第1号及び第4号の非公開情報を公開することとなるかを以下検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを、個人の権利利益を保護する観点から、非公開情報として定めたものである。

(2) 条例第8条第4号について

条例第8条第4号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号イからホまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、非公開情報として定めたものである。

(3) 公益通報制度との関係について

徳島県では、公益通報者保護法に基づき、職員等が行う知事に対する公益通報制度として、職員等からの通報制度を設けている。職員等からの通報制度においては、県の職員、知事との契約に基づいて県の事業に従事する労働者及び県民等を通報者として定め、通報者からの通報を受け付ける窓口を設置している。

公益通報者保護法の趣旨から、公益通報制度においては、通報者の保護を図るため、秘密保持を徹底することとしており、情報公開制度との関係においても、公開された情報に基づき通報者が特定され、不利益な取り扱い等を受けることのないよう、通報者の特定につながる情報は、条例第8条第1号に該当するものとして非公開とすることが妥当である。

また、情報公開制度により公開された情報に基づき通報者が特定されると、当該通報者の利益を害するほか、徳島県の公益通報制度全体への信頼性が損なわれ、公益通報がなされなくなることにより、職員の法令遵守等を推進するという公益通報制度の目的が達成できなくなるおそれがあるため、通報者の特定につながる情報

は、条例第8条第4号にも該当するものとして非公開とすることが妥当である。

(4) 本件公開請求に係る公文書の公開について

1のとおり、本件公開請求は、職員等からの通報制度に基づく特定の通報について、当該特定の通報の不受理を通知する文書の存在を前提に、当該不受理の意思決定を行った公文書の公開を求めるものであるが、該当する公文書が存在する場合、その存在を答えるだけで、当該特定の公益通報が行われたこと、すなわち、通報者及び通報した事実が明らかになってしまう。

したがって、本件公開請求に対し、該当する公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第1号及び第4号に該当する情報を公開することとなるため、条例第11条に該当すると認められる。

なお、条例による公文書公開制度は、何人に対しても、請求者の属性を問うことなく、また請求目的が何であるかを問わずに請求を認めるとともに、公開・非公開の判断に際してもこれらの個別的事情を考慮することなく判断しなければならないとされている制度であるから、たとえ通報者本人からの公文書公開請求であったとしても、条例第11条に該当するものとして、公文書の公開を拒否すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも公文書公開請求において請求できない事項に関する主張や、本件処分とは関係のない主張であるから、当審査会はこれらについて判断する権限を有しておらず、また、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	